五　倉荷証券発行原簿の様式を記載した書類
六　発券業務の管理組織及び倉荷証券の取扱手続に関する説明書
七・八　（略）
（発券倉庫業者の合併又は分割の認可の申請）
第十六条　（略）
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一・二　（略）
三　合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類
イ～ニ　（略）
ホ　倉荷証券の様式
ヘ　倉荷証券発行原簿の様式を記載した書類
ト　発券業務の管理組織及び倉荷証券の取扱手続に関する説明書
チ　（略）
四　（略）
（相続による発券倉庫業者の地位の承継の認可の申請）
第十八条　（略）
２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。
一～三　（略）
四　倉荷証券の様式
五　倉荷証券発行原簿の様式を記載した書類
六　発券業務の管理組織及び倉荷証券の取扱手続に関する説明書
（営業等の廃止の届出）
第十九条　（略）
２　法第二十条第二項の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した倉荷証券発行業務廃止届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。
一　（略）
二　倉荷証券の発行回収高及び流通高報告書（第十号様式）
三　（略）
（料金の届出等）
第二十四条　（略）
２　（略）
３　発券倉庫業者は、第十条第二項第四号の倉荷証券の様式を変更をしたときは、その日から三十日以内に、氏名等を記載した倉荷証券様式変更届出書に、新旧倉荷証券の様式を添付して、これを所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
４・５　（略）
６　発券倉庫業者は、前年四月一日から三月三十一日までの期間における倉荷証券の流通高がある場合にあつては、倉荷証券発行回収高及び流通高報告書（第十号様式）を、毎年四月三十日までに当該発券倉庫業者の営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
７　（略）

五　倉庫証券発行原簿の様式を記載した書類
六　発券業務の管理組織及び倉庫証券の取扱手続に関する説明書
七・八　（略）
（発券倉庫業者の合併又は分割の認可の申請）
第十六条　（略）
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一・二　（略）
三　合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類
イ～ニ　（略）
ホ　倉庫証券の様式
ヘ　倉庫証券発行原簿の様式を記載した書類
ト　発券業務の管理組織及び倉庫証券の取扱手続に関する説明書
チ　（略）
四　（略）
（相続による発券倉庫業者の地位の承継の認可の申請）
第十八条　（略）
２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。
一～三　（略）
四　倉庫証券の様式
五　倉庫証券発行原簿の様式を記載した書類
六　発券業務の管理組織及び倉庫証券の取扱手続に関する説明書
（営業等の廃止の届出）
第十九条　（略）
２　法第二十条第二項の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した倉庫証券発行業務廃止届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。
一　（略）
二　倉庫証券の発行回収高及び流通高報告書（第十号様式）
三　（略）
（料金の届出等）
第二十四条　（略）
２　（略）
３　発券倉庫業者は、第十条第二項第四号の倉庫証券の様式を変更をしたときは、その日から三十日以内に、氏名等を記載した倉庫証券様式変更届出書に、新旧倉庫証券の様式を添付して、これを所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
４・５　（略）
６　発券倉庫業者は、前年四月一日から三月三十一日までの期間における倉庫証券の流通高がある場合にあつては、倉庫証券発行回収高及び流通高報告書（第十号様式）を、毎年四月三十日までに当該発券倉庫業者の営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
７　（略）